## 研究会・勉強会及びワークショップに関する規程

一般社団法人粉体工学会

#### (総 則)

1. 一般社団法人粉体工学会(以下「本会」という)の目的の達成及び事業の発展のため、本会に研究会、勉強会及びワークショップ(以下、研究会等という)をおく。研究会は特定のテーマについて研究活動を行う会、勉強会は若手が相互の研鑽のために集まり、議論する会であり、ワークショップは粉体工学に関する新しいトピックスについて自由に幅広く研究・討論できる会である。

# (組 織)

- 2. 研究会等の設置を希望する場合は、会員5名(事業所会員を含む)以上の連記により、責任者(希望する代表)を定めて会長に申請を行う。
- 3. 研究会等の設置は、理事会の議決を経て、総会への報告をもって成立する。
- 4. 研究会等には代表1名を置かねばならない。また、必要に応じて副代表若干名を置くことができる。
- 5. 代表は会長が研究会等の申し出により理事会に諮って委嘱する。
- 6. 代表の任期は2年とし、重任を妨げない。
- 7. 設置を認められた研究会等はその旨を会誌会告欄に掲載し、参加者を公募するものとする。
- 8. 研究会等に参加しようとする会員は代表に届け出て登録する。
- 9. 研究会等の継続期間は4年間とし、継続の可否は理事会において審議する。
- 10. 研究会等を解散するときには、理事会に諮り、理事会の議決を経て総会に報告する。

# (運 営)

- 11. 代表は研究会等を年2回以上開催するものとする。
- 12. 代表は原則として研究会等会員が容易に参加できるように、研究会等の開催日時及び場所を設定し、開催当日以前に発行される会誌会告欄および本会ホームページに掲載するとともに、研究会等会員には直接開催通知を連絡するものとする。
- 13. 代表は研究会等開催後10日以内に所定の様式による報告書を本部宛送付するものとする。また、所定の様式による年次報告書を総会一ヶ月前までに提出するものとする。
- 14. 代表は少なくとも2年に1回研究会等の活動状況を会誌に投稿しなければならない。
- 15. 研究会等は他の研究会等あるいは一般社団法人日本粉体工業技術協会分科会と共同して会合あるいは事業を行うことができる。
- 16. 設置期間は2年とし、更新を認める。ただし、ワークショップについては、更新は原則として1回のみに限る。

### (会 計)

- 17. 研究会等は本部より年度ごとに予算の支給を受ける。
- 18. 運営上必要な場合は参加者より特別会費等を徴収することができる。
- 19. 研究会等の代表は総会後送付される予算額および参加者から徴収した特別会費等について 責任をもって会計を行い、年度末に本部へ会計報告するとともに清算し、その監査を受けなければならない。
- 20. 研究会等が、一般に公開し会費を徴収するような行事を行う場合は、理事会に収支予算を含めた計画書を提出し承認を得なければならない。また、終了後は速やかに収支決算を理事会に報告する。

- 21. 研究会等が理事会の承認を得た定期的に定着した行事あるいは大規模な特別企画を進める場合は、理事会の承認を得て、研究会等の年度予算とは別に研究会等行事費として予算を計上することができる。また、終了後は速やかに収支決算を理事会に報告する。
- 22. 研究会等が、前項で述べた大規模な特別企画(例えば国際会議等)を進める場合は、理事会の承認を得て、19)~21)項に定めた収支決算の剰余金を準備金として積み立てることができる。
- 23. 源泉徴収の必要な場合はこれを行い、本部事務局を通して納付する。
- 24. 原稿料、講演料、旅費、手伝い謝礼等は原則として一般社団法人粉体工学会会計規程による。

# (附 則)

この規程は、理事会の承認を得て、2018年1月4日から発効する。

### (付 記)

- 2018年2月17日 制定(理事会承認)
- 2018年9月1日 改定 (理事会承認)
- 2024年3月23日 改定 (理事会承認)